

■近隣施設の減免制度

no	施設名	減免内容	
1	茅ヶ崎市民文化会館	規則	(1) 市が主催する事業のために使用するとき。[5割] (2) 市が共催する事業のために使用するとき。[3割] (3) 国又は他の地方公共団体が主催する事業のために使用するとき。[2割] (4) 学校教育法第1条に規定する学校又は児童福祉法第39条に規定する保育所で、市内に存するものが自らの事業のために使用するとき。[3割] (5) 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が市民文化の向上に資する事業のために使用するとき。[割] (6) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で市内に存するもの又は心身障害者、老人等の団体で市が助成しているものが自らの事業のために使用するとき。[3割] (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。その都度市長が定める額
2	町田市民ホール	無し	—
3	藤沢市民会館	条例	市長は、公用若しくは公益のため施設等を使用するとき、又は特別な理由があると認めるときは、使用料を減し、又は免除することができる。
		規則	○免除 (1) 市が使用する場合 (2) 公益財団法人藤沢市みらい創造財団が自主文化事業(芸術文化振興のため、財団が主催し、又は財団が市の他のものと共催して行う音楽、演劇、舞踊等の事業であつて財団の芸術文化事業主管部門が主管するものをいう。)のために使用する場合 ○減免 (1) 市が共催する行事のために使用する場合 [5割] (2) 国又は神奈川県が使用する場合 [5割] (3) 市長が別に定める福祉団体が使用する場合(入場料を徴収する場合及び営利を目的とする場合を除く。) 割] (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める割合
4	南足柄市文化会館	条例	市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
		規則	○免除 (1) 市が主催する行事を行うために利用するとき。 (2) 市立の幼稚園、小学校、中学校又は保育園が主催する行事を行うために利用するとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 ○減免 (1) 高校生以下の者が活動の主体として構成された団体のうち、市長が別に定める団体が主催する行事を行うために利用するとき。[5割] (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。[5割] (3) 福祉関係団体、ボランティア団体、社会教育関係団体等のうち、市長が別に定める団体が主催する行事を行うために利用するとき。[3割] (4) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。[3割]
5	二宮町生涯学習センター	条例	(1) 町が直接使用するとき (2) 学校教育法第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法第7条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき (3) 社会福祉法第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき (4) 本町の住民で生活保護法の規定により扶助を受けている者が使用するとき (5) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又は千葉県知事等から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき (6) 本町の住民が展示ギャラリー1及び展示ギャラリー2を展示を目的として使用するとき (7) ホールを使用する者が、同時にイベント広場を主催者駐車場として使用するとき。 (8) ホールを使用する者が、リハーサルのために別表2に定める付帯設備等を使用するとき。 (9) 前各号に掲げる場合の他、教育委員会が特に必要があると認めるとき
		規則	別添
6	平塚市民センター	条例	公用又は公益のために使用する場合において市長が特に認めるときは、使用料を減額することができる。ただし、事務室、食堂、売店は除く
		規則	(1) 市及び市が出資する公益的法人が自らの事業のために使用するとき。 [5割] (2) 市以外の官公署が自らの事業のために使用するとき。 [5割] (3) 市及び市が出資する公益的法人が共催する行事等のために使用するとき。[3割] (4) 身体障害者又は老人等の福祉団体が市が財政援助をしているものがその事業の行事等のために使用するとき。[3割] (5) 前各号以外の場合にあつては、3割を限度として市長がその都度決定する額とする。
7	逗子文化プラザホール	規則	○免除 (1) ホールの指定管理者が指定管理業務として実施する音楽、演劇、舞踊等芸術文化事業を実施するため使用する場合 ○減免 (2) 本市及び本市の機関と共催する場合並びにホールの指定管理者が自主文化事業の一環として共催する場合大ホール、小ホール及びギャラリー [5割] (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認められた場合 [5割]
現行	小田原市民会館	規則	○免除 (1) 市が主催する行事のために使用するとき (2) 学校教育法第1条に規定する市内の学校及び児童福祉法第7条に規定する市内の児童福祉施設が文化行事を行うために使用するとき ○減免 (3) 市が共催する文化行事に使用するとき [5割] (4) 国又は他の地方公共団体が主催する文化行事のために使用するとき [5割] (5) 市内の文化団体及び福祉活動を行っている団体で市が財政援助をしているものがその事業の行事等のために使用するとき [5割] (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき [5割]

二宮町生涯学習センター使用料の減免（規則）

項目	減免割合					
	ホール	付帯設備等	その他施設（展示ギャラリー及びイベント広場を除く）	展示ギャラリー1	展示ギャラリー2	イベント広場
(1) 町が直接使用するとき	減免しない	免除	免除	免除	免除	免除
(2) 学校教育法第1条に規定する町内の学校及び児童福祉法第7条に規定する町内の児童福祉施設が本来の目的に使用するとき (3) 社会福祉法第2条の規定に基づく事業所を町内に持ち、町内で社会福祉事業を営む者が、町民に公益性のある事業のために使用するとき (4) 本町の住民で生活保護法の規定により扶助を受けている者が使用するとき (5) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又は都道府県知事等から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が使用するとき ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は、減免しない。	減免しない	減免しない	免除	—	—	免除
(6) 本町の住民が展示ギャラリー1及び展示ギャラリー2を展示を目的として使用するとき ただし、営業又はこれに類する目的で使用する場合及び入場料等を徴収した場合は、減免しない。	—	—	—	5割免除 (※)	5割免除	—
(7) ホールを使用する者が、同時にイベント広場を主催者駐車場として使用するとき。	—	—	—	—	—	免除
(8) ホールを使用する者が、リハーサルのために別表2に定める付帯設備等を使用するとき。	—	5割免除	—	—	—	—
その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。	教育委員会が必要と認める割合					

(※) 引き続き翌日も使用するために閉鎖した状態で使用する場合の夜間使用料は全額免除